

## 長久手市地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 長久手市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域公共交通活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 市の公共交通政策の推進に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### (交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、委員17人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (4) 福祉有償旅客運送事業者及びその組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (7) 愛知警察署長又はその指名する者
- (8) 愛知県都市・交通局交通対策課長又はその指名する者
- (9) 愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者
- (10) 長久手市長又はその指名する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 交通会議に会長、副会長1人及び監事2人を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長及び監事は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、交通会議の監査事務を行う。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、書面により代理者に権限を委任した場合は、当該代理者を出席委員とみなす。

3 交通会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。

4 会長は、交通会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。

6 オンライン形式での開催について、会長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。また、委員及び事務局がオンライン形式による場合には第6条第2項の出席とみなす。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務に関し必要な事項は、別に定める。

(会計)

第9条 交通会議の収入及び支出に関し必要な事項は、別に定める。

(運賃料金協議部会)

第10条 交通会議は道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、住民の生活に必要なバス及びタクシー等の旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金協議部会（以下、「協議部会」という。）をおく。

2 協議部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項

(2) その他協議部会が必要と認める事項

3 協議部会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 長久手市長又はその指名する者

(2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者

(4) 住民又は利用者の代表

4 構成員は、第2項で定めた協議事項に応じて、協議部会を開催するごとに任命するものとする。

5 協議部会に部会長をおき、市の職員の中からこれを充てる。

6 部会長は、協議部会を代表し、会務を総括する。また、協議部会を招集する。

7 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

8 協議部会は、前項に定める構成員全員の出席をもって成立とする。

9 協議部会の議決の方法は、全会一致とする。

10 協議部会は原則として公開とする。

11 協議結果について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めることとする。

12 部会長は、協議結果を交通会議の会長に報告するものとする。

13 前項までに定めるもののほか、協議部会の運営に関して必要な事項は、部会長が協議部会に諮り定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月28日から施行する。